

公序良俗に関する一考察(二)

(二)

石 田 喜 久 夫

目 次

一 現在の問題状況

- 1 植壽夫・伊藤進編・公序良俗違反の研究・第一部
- 2 植壽夫・伊藤進編・公序良俗違反の研究・第二部
- 3 大村(敦志) 説

4 山本(敬三) 説

5 本稿の内容概観(以上一九九六年第一号)

三 一般条項の事例群化と類型化論

1 事例群から類型へ

2 事例群手法に対する教義学的批判

3 事例群手法に対する社会的批判

4 方法論から見た一般条項の役割

5 事例群擁護論からの反論

四 公序良俗の類型化

- 1 良俗規定に対する評価

三 一般条項の事例群化と類型化論

1 事例群から類型へ ここで問題とされるのは、「公序良俗」のような一般条項が、既述のところからも明らかのように、事例群（Fallgruppe）の措定を通じて具体化されることによって、社会的に機能しており、一般条項の果すべき役割はこれに属するものが、*communis opinio* と見られるが、はたしてそうなのかをラルフ・ウェーバー⁽⁴⁹⁾とともに問い合わせることである。

周知のように、近代の法典編纂は裁判官の恣意を防いで法的安定性と正義を保障することを理念とするものではあつたが、不斷の変転の相の下にある社会事象を、カズイステイッシュに編まれた規範の枠内に押し込めることは、いかに有能な立法者と雖も、これを実現しうるところではなかつた。まこと、「生活は立法者の予見を嘲笑する。⁽⁵⁰⁾」のである。そこに生じるのは、もはや、恣意的に誤つた判決を下す裁判官に対する恐怖ではなくて、個別事例の非典型性（atypischer Einzelfall）にブラインドな制定法に向けられた脅威なのである。このような風潮は、いわゆる自由法運動において極点に達する。⁽⁵¹⁾ここでは、論理は正義の価値について盲目であるから、正しい判決を法規範から論理的に獲得することは、不可能である、などと主張された。だから、制定法の規定は、個々の事例に対する正しい判決へ到る途次における茫漠たる拠り所にすぎない、との極論さえ見られた。このような、カズイステイッシュな法秩序と自由法運動理論との妥協ないし調和を、立法者は一般条項の姿に求めようとした。つまり、多様な生活事象を厳密に定

立された法の枠内に閉ぢ込める」とは必然的に十分に達成できない」とを意識し、予見できない社会の展開を、しかも、なお、そのときにおける適切な判決を一般化して妥当とする」とを裁判官に委譲すべく、一般条項を措定したのである。まさに、ヘーデマンの云うように、それは「開かれた立法の部分」(ein Stück offengelassener Gesetzgebung) にほかならない。⁽⁵²⁾ もともと、一般条項の危険性に対する警告は、とくにナチス時代の民族法典 (Volksgesetzbuch) の起案の記憶とともに、消え去ることはない。権力保有者に必要と感じられるところに適合するように、広汎な制定法改正なしに、民法を形成することを、可能にするからである。しかも、その後も——今日も——立法者は、新しい法を制定する場合に、つねに一般条項を規制手段として採つており、ウェーバーも」の手法を正当と評価する。彼はいう。「複雑な技術的・経済的に激しい変転に支配されそれにより形成される現代世界において、一般条項は、諸関係の変化に対する法的秩序の迅速な順応を保障する、制定法上の不可欠な規制手段とみなさるべきである。」⁽⁵³⁾ と。

ところで、「一般条項」について語られる場合、そのマルクマールとして「精密化を要する (Präzisierungsbedürftigkeit) 指令 (Richtlinie)」とするむきが一般的であるが、ある程度の精密化の必要性はすべての法的概念に固有である——数による表示のみが精密化を要しないに過ぎない——ことに鑑み、それでは何事をも語つてはいないと評しうる。そうだとすれば、一般条項の概念については、一般に承認されている満足すべき定義が欠けてくる、と言わざるを得ない。その意味で、ドイツでもわが国でも、多くの注釈書・体系書・論文などが、すでに一般条項の本質について確実な観念が存在することを前提にして、これを論じている嫌いがあり、反省を要するかに思われる。というのは、法規範の適用さるべき「周辺領域の不分明 (Randunschärfen)」が、当該法規範を一条条項たらしめる、などと考えるならば、制定法の枠内において特殊な課題を荷っている「真の」一般条項の方法的機能を無に帰せしめる虞れがあるからである——この機能は叙述の展開とともに具体的に明らかとなるが、誤解を恐れずにはいなら、新らしい法の定

立とみてよいであろう——。したがって、疑いなしに一般条項とされる、信義即（Treu und Glauben）・良俗（gute Sitte）・衡平（Billigkeit）・信頼（Vertrauen）を指示する規定から帰納しうるよう、「その概念が非常に高度の抽象レヴェルに位置を占め、一義的に把握しうる概念の核心（Begriffskern）も存在せず、それとともに、規範の凡ゆるスペクトル（Normspektrum）を超えて、具体的事例に対する規定の置換（Umsetzung）が、評価的で倫理＝道徳的な基礎に足場を置く決定という方法でなされるもの」⁽⁵⁴⁾とするのが、一般条項概念を浮き彫りするものと云えよう——。概念の核心を一義的に証明しえないところに、核心を見てよいであろう——。このように一般条項を把握するとしても、現代の法理論は、「一般条項への逃避」に象徴される呪咀というスチイラ（Scylla）と、一般条項を「帝王条項」と賞讃する過大評価といつシャリープディス（Charybdis）との間に、ソロモンの航路を拓かねばなるまい。やや具体的にいうなら、具体化による内容上の不規定性の克服ということにならうか。

さて、古典的な法理論によれば、判決の法的的理由づけは所謂「包摶手続」を通じて与えられる。即ち、制定法上の規範が第一前提（大前提）を、判断されるべき事態が第二前提（小前提）をかたちづくる演繹的手法による推論手続が、それである。かような措置は、しかし、規範が包摶能力を有すること、つまり、概念的に十分正確な要件指標を内含することを、前提にしている。一般条項には、さきに掲げた定義からも明らかのように、このような要件指標が欠けており、ここで包摶手法をもち出すのは不適切であろう。結論的にいうならば、事例群をつくる方策が考えられる。この事例群は概念的に十分な規定性を有する補充的要件指標にはかならない。すなわち、一般条項を用いてなされた解決（判決）から、特殊な法に従つたとはいえないような解決群が生じ、それらを概観し一般条項の新たな適用を不可能ならしめるに至るのを回避するため、これを整序しなんらかの方法で内容的に範疇化することが、事例群形成の第一目標なのであるが、そこでは、個々の規制じたいの意味と目的による帰納的方法によつて方位指向点

(Orientierungspunkt) ——どのような観点から何を曰ぎして一般条項が適用されているかというトポスとみるべきか?——が展開される。したがつて、事例群をいうかぎり、判決は、根本的にはもはや規範から導出されるのではなくして、まさに逆に、規範が、判決もしくは判例からはじめて獲得されることとなる。このように見れば、事例群(法)は制定法の欠缺を充填するものとして正当化され——そして、この欠缺は立法者によつて意図的に創られた——、古典的な制定法実証主義における「包摂の自動販売機としての裁判官という古い理念が、ここでは新しい衣を纏つて見い出される。⁽⁵⁵⁾」と、辛辣にウェーバーは断ずる。換言すれば、「ひとは法を適用する者に、学問的に保障され検討可能な方法により、カズイスティックの海に確固とした繫留点を手に入れさせようとする。一般条項によつて先づ与えられた個性化への衝動に継起して、まったく反対の流れが法律学に生じる。事例群システムの構築による『一般条項の制度化』へと司法を動かそうとするのが、それである。⁽⁵⁶⁾」ということになろうか。

ともあれ、事例群の形成——わが国で類型化と云われているところにほぼ等しい、と思われる——は、ひろく流布しており、これによつて、通常一般条項で把握されている領域における情報入手が可能となり、逐一素材を検討する要はない、という長所が認められ、このことを通じて法的安定性が確保される。事例群システムは、一般条項の具体化につき、ほとんど一般的に承認された方法と評されるのも、この故である。しかし、事例群において考えられる典型例は、抽象的な大前提としてでなく、逆に、可能な限り重要な事例に入り込まねばならないことに、留意すべきであろう。かくて、個々の諸事例から導出され展開された事例群は、実際の法適用に際しては、しばしば、一般条項に欠けている正確な要件指標の地位を占め、規範に準じた機能が承認されるに至る。換言すれば、事例群は個別事例から解放され抽象化された形式において抽象的な基準命題(Richtssatz)として、一般条項の補充的要件指標(Ersatztatbestandsmerkmal)⁽⁵⁶⁾となり、かくて一般条項の具体化に寄与すべきものとされる。そこでは、極めて困難で

複雑な諸事例の比較に振り、個別的事例につき新たに評価的衡量を行う代わりに、事例群という中間成果 (Zwischenergebnis) ぐと誘われ、事例群が個別的な事例比較にとつて代る。個別的事例に対する抽象的な事例群なる上位命題は、それとともに一般条項の要件指標となり、一条条項をも包摂能力のある法規定たらしめようとする。すでにこゝにウエーバーは、事例群を組成する個々の事例が妥当な帰結であつたとしても、現在解決されるべき事例には適しない、という批判の成立する余地があるとする。⁽⁵⁷⁾

一般条項につき事例群をつくり補充的要件指標を準備するという展開は、右の中間成果を超えて形式的な類型形成 (Typenbildung) に辿りつく。けだし、「法的に等しい現象の総括」「法思考の整序による客観的領域の限界付け」というたゞいの言い方は、事例群手段に適切であるばかりでなく、いうところの類型論にも妥当するからである。両者の区別は、事例群手法が——少なくともその出発点においては——「総括された個別的諸事例の多様性を眼中に置いて」のに対し、類型にあつては、その根底にある個々の判決にややもすれば「根底に存する法思考の統一性」が強調されるところに、求められる⁽⁵⁸⁾。かくて、抽象化の螺旋路を上ることく、事例群が類型に近づけば近づくほど、その根底に存する個別的事例は忘却され、異相の (atypisch) 個別的事例についても一般条項を介して実現されていた正義が、抽象的な法思考の背後に押しやられるに至る。なぜなら、「事例群手法が、その教義学上の核心において、かつ、萌芽的にはその実際的操作においても、適切な個別事例比較に足場を置いている——このことは遺憾ながら発展の相の下にいよいよ深く忘却へと沈下してゆくのであるが——にも拘わらず、類型理論にあつてはかような基礎は存在しない」⁽⁵⁹⁾からである。重複の譏りを覚悟して繰り返すならば、事例群手法は一般条項に欠けている包摂能力を、補充的要件指標により充填しようし、一般条項の概念的漠然性を軽減ないし克服し、古典的な法的根拠範型 (Begründungsmodell) たらしめたが、そのことによつて、異相の個別事例についても正義に途を拓く一般条項の始原

的な様相の困難が、失われたの⁽²²⁾。

- (49) Ralph Weber (ニ) AcP. 192, S. 516ff.
- (50) Engisch, Die Idee der Konkretisierung in Recht und Rechtswissenschaft unserer Zeit, 1968, S. 82.
- (51) ゼンスル譯稿からも分かるが、Ehrlich, Freie Rechtsfindung und freie Rechtswissenschaft, 1902; Kantrowicz (Gnaeus Flavius), Der Kampf um die Rechtswissenschaft 1906. が代表的であつて、ハーバード最近の論議もこれ Vgl. Kaufmann, Rechtsphilosophie in Wandel, 1972, S. 251ff.
- (52) Hedemann, Die Flucht in die Generalklauseln, 1933, S. 58.
- (53) Weber (ニ) AcP. 192, S. 521. いわゆる「法典編纂の理想」、つまり、すべての現行法を包括し、かつ、完結した体系の定立が、11万条を超える条文から成るプロイヤル一般国法典 (ALR) によって、皮肉にも放棄されたといふを、想起するやうである。
- (54) Weber (ニ) AcP. 192, S. 525.
- (55) • (56) Weber (ニ) AcP. 192, S. 529.
- (56) ハーバードの類似する研究論文は、Leenen, Typus und Rechtsfindung, 1971, S. 65 に詳しく述べあるが、筆者は未見。Ersatzatbestaudmerkmal といふ言葉は、通常の法哲学題に存する數件指標が一般条項に欠けているが故に、ハーバードの指標に代わるべき、その意が付加されてしまつて、明確でない。なお、Vgl., Weber (ニ) AcP. 192, SS. 527ff.
- (57) Weber (ニ) AcP. 192, S. 532.
- (58) ハーバードの著者、Haubelt, Konkretisierung von Generalklauseln, 1978 S. 104. が詳しい。
- (59) Weber (ニ) AcP. 192, S. 534.
- (60) ハーバード、洞察に困難な帰結は「はなこにや」と、直観的に明確に語られるのは歎なかつたように思われる。しかし、ハーバード紹介したといふのみならぬ、「夫妻類型」に対する評価も、これに対するものもまだ新しい類型論に徴すると云ふ、類型を固定的に考へるのは適切でない——厳密に論理的な方ではなうが——、ハーバード、民法学者のほとんどが抱いていた想いと合へない。

2

事例群手法に対する教義学的批判 事例群手法によつて、右に説いたとおり、ヘーデマンにおいて予言・予見

されていた「一般条項への逃避」は調伏されたかに見える。しかし、「われわれの立法における一般条項の推進は、

二〇世紀における法曹の、おそらくは、最重要の問題となる⁽⁶¹⁾」との声明は、彼の思惑ないし懸念とは異なつた意味

で、今日においてもなお大きな意義をもつてゐる。すなわち、一般条項の事例群形成による広汎な具体化が、始原的に一般条項につき構想されていた自由な空間に絶えざる譲歩を迫るが故に、これに批判的な見地が対置されるべきだ

からである。社会生活関係の規制は、一方における法的安定性と、他方における個別事例に即した正義との間の、緊張関係のもとでなされねばならない。法秩序は、硬性の規制方式によつて典型的な事例に対しても法的保護および正義を

創出するが、そこから距つた異相のコンステラティオーンの尊重のためには、一般条項により自由空間を保障しなければならない。かかる、いわば「一刀流とも称すべき手法による均衡状況は、一般条項の具体化を経由する規範化への動きによつて破られ、いちじるしく法秩序を法的安定性の側へ傾斜せしめ、個別事情における正義が強力に後景に退かされることになるが故に、事例群手法は教義学的にも問題視されるべきである。」のような視点から、ウェーバー

は、類型論は論外として、事例群手法に対しても、以下の如く詳細に批判を加える。

事例群手法は、その意図にも拘わらず、一般条項の要件指標の形成を——補充的要件指標の構築によつて——もたらすものではない。つまり、法学的方法論の意味における具体化は、その言明が完全な範囲で一般条項に含まれている一般的思想から導出され、一般条項それ自体がすでに内在する法的効果を具体的な生活事象について規定しているのであるが、事例群システムにおける判定基準（Entscheidungsmaßstabe）は、一般条項に既に含まれた一般的な法思想のいかなる具体的な導出造形（Ausformung）でもないからである。ハハでは、具体的な事例規範が一般条項から抽出されるのではなくて、根底に存する法律事件（Rechtsfall）に基づいて創られるのである。つまり、事例群にあつて

は、具体的な判決を手がかりに抽象化によって創られた事例規範が一般条項に事後的に算入されることとなる。その故に、「事例群手法は、少くとも方法論的には、一般条項の具体化としては成り立ち得ず、ひとはつねに、事例群問システム（Fallgruppenbinnen-System）による一般条項の精密化について語りうる」に過ぎない。⁽⁶²⁾ そのかぎりで、事例群の評価は規象的思考の評価ではなく、一般条項を実際に応用した結末の経験的分析なのであり、「何が存在するか」を適切に指示するが、この「存在」が「正しい」か否かについて、いかなる言明をもなし得ない。とすれば、事例群は、云われるが如き補充的要件指標に該らず、そのようなものとして判決の理由づけのさいに利用され得ない。かくて、事例群手法は自ら措定した要請を正当化しないこととなる。

ならば、事例群システムは、それまで生じなかつた新しい類いの問題状況（Problemkonstellation）の解決に資し得るであろうか。事例群手法は「欠缺」に座を占めており、究極的には、この欠缺を充足するという本来の必要性によつて正当化されうるものであり、意識的な「規制の欠缺」の存在——一般条項の配置——は、法体系の無欠缺性という支配的観念に適合しないが、「完結した一般条項」というのは自己矛盾であるところから、一般条項の内容を固定することにより欠缺を充填しうると考えるのは、理性法的立法に期待した全生活事態に対する完全にカズイスティッシュな規制がそうであつたように、まぎれもなき幻想と云わなければならぬ。

権力分立の原則からも事例群評価に対し疑義を生じる。古典的な三権分立論に対し、近時かなりの修正論が唱えられてゐるもの、立法と司法とが異なつた機能領域に属することは、一般に承認されるところであらう。ところで、国家権力機能の、互いに人的かつ組織的に区分され機能的に分たれた権力領域への分属、という権力分立の思想は、個人の自由の保障への関心において、国家権力の行使の相互的阻止と内部的コントロールに資する故、今日でも無条件に妥当すべきである。たしかに、モンテスキューの眼前に浮かんでいた專制的権力構造および絶対主義的支配者像

は、われわれの法圏からは放逐されている。しかし、現在なお、例えれば補助金制度に見られるように、隠された狡猾な手法での国家権力による個人の自由の危殆化の危険性の存すること、喋々する要をみない。逆に、裁判所は、制定法の適用とその概念的な内容の解釈を通じて個々の事例につき妥当な判決を見い出す」とを、職とするに拘わらず、事例群を一般化し一般条項の補充的要件指標と性質決定する」とは、法の定立 (Rechtssetzung) に近づき、その権限を逸出する疑いがあり、疑問である。というのは、制定法の措定は、——ケイスローシステム (case law system) とは異り——、法的安定性・法の明確性の利益において、個別的事例における正義を部分的に切り捨てているのであって、これは民主的に正統化された立法者のそれに限つて、正当化されるのであり、その場合には、一般条項の形態での評価的指示を通じて、右の切り捨てに対応する個別事例における正義の保障が意図されているからである。換言すれば、個別事例における正義の部分的切り捨てを伴う事例群法には、民主的な正統化が欠けているからである。重ねていうならば、事例群手法を肯定する論者からすれば、「形成された事例群はもはや単なる個別的事例の集積ではなく、この事例群において効力を有するに至つた法思想の表現とみられ、これを宛も補充的要件指標として始原的かつ意識的に空白とされた一般条項に読み込む」⁽⁶³⁾のであるが、そのようなことを立法者は一般条項創設のさいに考えたのではない。一般条項はまさに開かれて (offen) になければならない。なぜなら、評価のみが個別事例の特殊性に導き、包摂はこれに対し特殊性から離れて標準化された通常の事例 (Normalfall) に赴くからである。ふたたび強調するならば、裁判官の職とすべきは、個別的事例において法を——通常は法規範の展開により、異相の事例については一般条項のかたちで許容されている評価によって——語ることであり、かかる個別的な評価決定から、抽象化の方法で、さらに一般的な法規を形成する権利は、裁判官には存しない。主権者としての市民 (Volk=国民?) に還元しうる民主的な選挙による正統化が欠けているからである。

右に述べたとおり、事例群には理論上一般的拘束性の無いこと明らかであるが、実務的には「規範的効力があるかの如く (quasi normative Geltung)」作用している。裁判官が一般条項を用いるやうに——それにとどまらず法に関わる実務家が一般条項を意識する場合に——、当該法律事件に適合する事例群を探し出し、これを法的判断の枠内で適用する、いわゆる「先例尊重」の慣用に因る帰結といいう。しかし、法規範に基づきかつ法規範を目指す理由づけを要するわれわれの法秩序にあっては、先例を引き合いに出すことは、「半ばしか正統化されず、その故に薄明の (halbdunkel) 空間⁽⁶⁵⁾」に漂う理由づけの手法と云わなければならぬ。「裁判官法は法源であるのか (Richterrecht als Rechtsquelle?)」との問いは、論議の多いところであるが、ハハでは、先例というかたちでの裁判官法も、そこから導出された事例群という形を採る抽象的な大前提も、何故「法源」とみられないかが、問われねばならないであろう。裁判官法は單なる認識 (Erkenntnis→判決) の行為であり、それ自身に内在する認識根拠 (Erkenntnisgrund) を欠くが故に、「法とされる何ものかの認識根拠 (ein Erkenntnisgrund für etwas als Recht)⁽⁶⁶⁾」を法源と解するときは、これに該らない。やや立ち入つて「どうならば、事例群は、一般条項を授用して裁判官法上何が得られたかという事実を適切に記述するものだが、しかもなお、そのような存在 (Sein) が法 (Recht→正しいもの?) でもあるのか否か、何故にそうなのかについて、みずから方法論上承認されるべき理由づけを供し得ないのである。「事例群というかたちをとつて浮かび上の法命題に、制定法に均しい力が帰属せられるのは、立法者がこの判決を法典化し、よつて以て定立された法にとり込むが、この判決が慣習法にまで強化された場合のみである。⁽⁶⁷⁾」と云わねばなるまい。なお、事例群には、真の意味における規範的な拘束作用は帰せられ得ないが、「推定上の拘束性 (präsumptive Verbindlichkeit)」を生じる、と説くむきもある。日本流にいうならば「事実上の拘束か」——矛盾概念か?——というところであろうか。つまり、法的安定性への関心から、裁判所は、確固とした恒常的な判決に遵い、やむを得ない実質的根拠なしにはそこ

から離れないこととなる。そこには、上級裁判所の権威に対する畏敬と、適切な法的衡量によつて理由づけられる判断の拘束力とが、看取される。しかし、権威はいかなる推論にも代替しうるものではなく、かつ、法的衡量の妥当性は事案の内容の検討を通じて帰結されるところであり、そこでの単なる一致は、決して先例の拘束作用とは言えない。だからして、「先例およびそれに基づいて構築された事例群システムの、推測し得るにすぎない拘束性は、法的にも方法論的にも、根拠を有することは云えない」⁽⁶⁸⁾」ことが、確認されるべきである。

ならば、一般条項によつて立法者は裁判官に規範設定を委任した（Generalklausel als Rechtssetzungsdelaetationsnorm）とみうるであろうか。そのような規範設定授権（Normsetzungsermaechtigung）は、生活の多様性のゆえに立法者がすべての領域において容態規範（Verhaltensnorm）を指定することができないため、結論（判決）を見い出すにつき基準となる容態規範を指定するのを、部分的に個人（裁判官）に委ねなければならない、という発想に立脚する。一般条項に基づいて法適用者によつて下された個別的事例における判決は、法適用者に移された規範設定権能に基づいてなされた場合に、そのかぎりにおいて客観的意味における法秩序に算入され、法規範となるわけである。しかし、一般条項に内含されている規範設定権能からはみ出るときは、單なる権限の僭称がなされてゐるにすぎないことに、留意すべきである。ところで、立法者も学者も、いつたいどういう帰結が最終的に尊重されるべき法となるかを、正確に示すことのできないのが、一般条項の特性なのであるから、一般条項の規範法への編入により、一般条項に基づく個々の事例判決が規範と等置されるということにはならない。個々の判決には一般的な妥当性の表明（Gültigkeitssausage）が欠けているからである。むしろ、ここでは法適用者に、固有の主觀的に刻印された評価による——厳密な包摂方法による——個別事例に対する法を宣言する権能が、賦与されてゐる、と見るべきなのである。かくて、ウェーバーはいう。「社会倫理という法の外にある基準への回帰（Rückgriff）のもとに、特殊な事態に対す

る判決のために法適用者への指示を伴う、一般条項の開かれた文言 (Fassung) のうちに、もっぱら、『実質的に正しい判決』に係る立法者の態度表明が見らるべきである。たしかに、一般条項の解釈と適用にあたっても原則として妥当すべき『正義の一般化傾向』は、そのかぎりにおいて、法的に同様に判決されるべき (gleichgerichtete) 諸事例の均しい取り扱いを要求する。このことが正当になされるとしても、要求されるのは個別事例の比較のみである。抽象的な大前提の調製に対する特別な正統化は、このからは導出され得ない。判決されたもしくは判決されるべき個別事例は、つねに、抽象的事例群へと導かない特殊な点において関係する。その故に、抽象的な事例群ないし類型の形成は、法の外にある基準への一般条項の指示によつては、カヴァーされ得ない。⁽⁶⁹⁾ と。要するに、一般条項は、法適用者によるいかなる一般化も抽象化も許容せず、古典的な包摶に代わつて裁判官の評価を唯一の判決理由として要求するものであるところから、次のように論結される。一般条項を法設定委任規範と把えようとする場合にも、この委任は具体的には個別事例のみにかかわり、異相の個別判決を抽象的な事例群へと昇華させることを含まないし正当化するものでもない。そうすることは、一般条項自体の意味と目的に反し、一般条項の委任の枠・その適用領域を踏み越えることになろう。だから、法設定規範として規範論理的に一般条項を理解しても、事例群システムの形成に対しいかなる正当化を与えるものではない。

今まで説いてきたところから明らかかなように、個別事例判決から抽象化により事例群をかたちづくり、これを法源とみると、理由が無いと解するウェーバーによれば、事例群を大前提となし得ない以上、事例群の助力のもとに下された判決は、厳密な意味では、その法的理由づけを欠いており、方法論的にも内容的にも、誤っている、と許されねばならない」となる。加えて、彼は、さらに法政策の視点からも、事例群手法の批判に及ぶ。

(61) Hedemann (52) S. 3.

- (62) ハの意味での精密化は「レヒナ」 Wieacker, Zur rechtstheoretischen Präzisierung des 242 BGB, 1956. S. 17ff. が適切に指摘すべきである (zit. nach Weber, (17) AcP. 192. S. 538)
- (63) Weber (17) AcP. 192. S. 542~3.
- (64) ハの法は「レヒナ」 Henkel, Recht und Individualität, 1958. S. 44.
- (65) Franz Bydlinski, Juristische Methodenlehre und Rechtsbegriff, 1982. S. 562.
- (66) Ross, Theorie der Rechtsquelle, 1929, S. 291ff.
- (67) Weber, (17) AcP. 192. S. 546.
- (68) Weber (17) AcP. 192. S. 548.
- (69) Weber (17) AcP. 192. S. 551~552. なお、彼によれば「法的安定性と個別事例の正規性 (Einzelfallgerechtigkeit) は、原則的に同一ランクの法原理と見らるべやであり、ハの原則は並列して決して完全には実現されず、その間につねに相対的に危つかしい均衡状態が作り出される」とある (S. 552) とされる。

3 事例群手法に対する社会的批判 事例群手法の教義学的批判として説いたところが正鵠を射ているとしても、事例群手法を促した、一般条項の本質と機能に関する誤解を、十分明らかにする」とが、なお必要である、とウェーバーは考える。彼にふたたび聞いてみよう。

「とにかく、コーリングは、法秩序は個別性に対するではなく典型的なもの (Typisch) についてのみ関心をもつ、と(70) 説いた。法的保護の形式においては、個別性への顧慮の要請は、入口で拒否されてくるように思われる。しかし、われわれのヨーロッパ大陸の法秩序は、規範による抽象的な法設定と、規範への包摂による具体的な法発見という二元的な観念 (Konzept) に基づいてゐる。ゆいへん、制定法の一般化される正義から距つた、その時々の異相の個別事例つまり個別性を、それ自体として規範的に把握するのは、立法者には不可能である。けだし、生活事象はその典型的な生起においてのみ予見され、その唯一無二の性質においてではない、からである。個別事例の本質には、むしろ

常に、一定の驚かせる特徴 (*Überraschungsmoment*) が存在する。「人間の規制能力には、偶然の戯れと攝理の結合の無限の多様性を洞察することが、拒否されているからである」。⁽⁷¹⁾ 立法者は、法規範を樹立する際に、原則的に書面に固定された言語という表現手段のみに拘らざるを得ず、固定された言語は、概念形成の結果必然的に自ら抽象化され、まさに個別事例の異相の特殊性を見逃す——概念はまったく不可抗的に個別事例の特殊性を「殺す」——。そこで、近代の立法者は、自らの不十分さを認識して、一般条項のかたちで、可能なかぎり広い範囲にわたって、個別事例に対する判断を、裁判官に行わせるのである。かくて、一般条項は、法体系の運用にとって必要な緩衝地帯 (*Kautschzonen*) を創るのである。すなわち、一般条項は、本質的に硬直した動かない概念に拘束された規範に拘わらず、全ての規範に内在する輪郭の不分明を超えて、個々の事例に対する正義の意味において、法の適用を職とする者によつて充填せらるべき自由な余地 (*Freiräume*) を創ることを、立法者に可能ならしめる。すなわち、一般条項の主たる意義は立法技術の領域に属し、終局的には、カズイステイッシュな要件把握の反対概念として働き、「方法論の補助像 (*Hilfsfigur der Methodenlehre*)」を形成し、そこでは、非日常的な事例の個別性の前における、予め計画されてゐる制定法の降状 (*Kapitulation*) が見られるのである。一般条項は、具体的な個別事例の判決に際し、この事例が制定された基準法 (*Normenrecht*) にその特殊なものとして把握されていない限り、「法の外の秩序領域」即ち倫理的評価に何けられるべきことを、法適用者に指示する。しかし社会倫理は「大まかな準則 (*Richtlinie*) を供するにすぎず、これは判断者 (法適用者) に「(72)現在地の (*hic et nunc*)」具体的な判断をその自由に委ね、そのことによつて判断者に、個々の事例における倫理的要請の自己責任による現実化 (*Aktualisierung*) を課すのである。一般条項についてのかような理解は、人間の共同生活の法的な秩序が、それ自体もしくは国家共同体のために措定されたのではなくて、その窮屈の存在目的は個々の個人に役立つためである、という事実からの当然の帰結にすぎない。⁽⁷³⁾

一般条項の機能についての、右述の認識は現代における画期的発見ではなく、すでにアリストテレスも認識していたところである。⁽⁷⁴⁾ くり返し試みられた啓蒙の意図に出る法典編纂理想によつて、実相が隠蔽されることが少なくなつたにとどまる。とにかく、一般条項の助けを借りる事例判決にとつては、そのじやくせんの個別事例の異相の特殊性・特別の事情——通常の事例に即して規定された実体規範たる法 (Sachnormenrecht) は適切な規制指示をも用意していない——が問題となるのであるから、一般条項はそのカヴァーする領域 (Bandbreite) 全体にわたつて、特殊な事例の受容可能性を維持しなければならない。だから、事例群形成の基礎となつている個別事例の一般化には、一般条項に導かれてそのときわに決定されるべき事例の位相 (Fallaspekt) が消失したり覆われてしまふ危険性があることに注意する必要がある。その意味では事例群間システムのもたらす仕上げは、一般条項の規制課題——それは、立法者によつて、個別的正義の標榜のもとに、意識的に法の外にある基準への指示により制約されてはいるが、評価の多様性と主体性の承認といふうるのだが——に矛盾する、と評すべきである。ウェーバー自身の総括はこうである。「一般条項の基礎の上につくられたこの具体的なもの（事例群ないし事例群間システム）は誤つてゐるようである。」⁽⁷⁵⁾ ではまたに、抽象的大前提の形成によつて、個々の事例に関わる法が、その根底に存する異相の個別事例から引き離され、具体的な法はそれによつて事例群に関わるものから更に抽象的な法に意味を変えられ (umdeuten) ——より適切には還元され (reduzieren) ——る」となる。…」のような、具体的な一般条項法の一般化 (Verallgemeinerung) の全ての形式、とりわけ、抽象的な補充的要件指標機能 (Ersatzbestandsmerkmalsfunktionen) を利用する事例群は、したがつて、望ましくないばかりでなく、体系矛盾 (systemwidrig) とするにふさわしい。それならば、一般条項の解釈はどのよつてに方法論的に位置づけられるのであらうか。

(70) Coing, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 2 Aufl. 1969, S. 17.

(71) Henkel, (64) S. 25.

(72) Wieacker (62) S. 13.

(73) Weber (17) AcP. 192. S. 557. もちろん、かよくな見地に対しても、当然に批判はあり得る。わたくしも、無条件に賛成
やるべきではない。

(74) Vgl. Aristoteles, Nikomatische Ethik VI4; herausgegeben, übertragen und erläutert von P. Gahlke, 1956 (zit, nach
Weber (17) AcP. 192. S. 557).

(75) Weber (17) AcP. 192. S. 559.

4 方法論から見た一般条項の役割 今まで観てきたように、一般条項は、包摂方法によって判決を支持する規定ではなく、Entweder-Oder ふさがたちで固定した実体規範 (Sachnorm) の田畠す実質的利益を、まさに異相の個別事例に即した正しき判決において解消する、唯一の目的とする方法論上の補助像 (Hilfsfigur) なのである。

一般条項に即して、もっぱら具体的な個別事例とその特殊な利益状況に向けられた判決がなされ、個別事例における正義が実現されるべき場合には、その規定に基づく事例群における、裁判官による法の継続形成 (Rechtsfortbildung) を見る、とは出来ないのである。つまり、一般条項には、もっぱら、個別事例に関係し、個別事例に限定された修正作用 (Korrekturwirkung) が帰せられるのである。とするならば、一般条項による衡平な判決は、いわゆる「カーディ司法 (Kadijustiz)」に帰着するのであろうか。一般条項の適用要件として要求され且つ証明されるべきは、法典化された実体規範が、まさに用いられた正当な判決に至り得ず、なにがしかの編み垣 (Hürde) による補修をする、ところと同じ鑑みれば、そこの裁判官をイスラームのカーディと同視する、とは適切とは言えまい。だから、一般条項を以てする法発見の手順として理由づけられなければならないのは、そもそもまことの正常相の類型 (Normaltypus) のために、立法者によって提案された実体規範が、の異相の (atypisch) 特別事例において、何故に

拒否されるのか、ないし、この場面における社会的正義の諸基準に、根本的かつ耐え難いほどにまで背馳する結果に到るのが、といふことである。端的にいうなら、「制定法の帰結が、一義的に明白に押しつけられるのかの」とき不適切なものである」とが証明され、解釈や類推によつては是正されない場合に、はじめて一般条項の適用に途が開かれる⁽⁷⁶⁾」ことになるのである。ところで、右の証明は、解釈なし類推によつて、当該実体規範の要件指標を限定もしくは補完することが不可避であること、とくに、かなり広い範囲で出てくる異相の特殊性から制定法の通常事例との根本的相違を通して要求されることを、明らかにするにある。もちろん、異相の個別事例に対する判決の核心は「評価」に存し、おのずから主観的とならざるを得ないが故に、裁判官の純粹な「恣意的衡平 (Billigkeitswillkür)」に門を嵌めるためには、間主観的検討 (intersubjektive Überprüfung) を可能ならしめる必要がある。換言すれば、自己の評価が、見出されるべき評価及び評価提案とそれに伴う推論と討議 (対質) に曝され、その側から再び推論によって正当化されねばならない。」のような、確信の推論的に合理的なディアローグが、恒常的にくり返されることによって、かつての自由法運動に回帰するもの、との批判を克服し得るであろう——これに対して、事例群手法は「本質的に、まさにそのときどきの評価的法的決定をしばしば抽象的な事例群の背後に隠し、その表見包摶的な手法により、そのように理由づけられた判決を、まさに評価的な批判から回避するものである⁽⁷⁷⁾」ことに留意——。

右に紹介してきたウェーバーの所説に対する私見はしばらく描く（六参照）として、その一見過激に思われる主張については、ドイツ法圏においても批判がみられる。左にその一端を紹介してみたい。

(76) Weber (17) AcP. 192. S. 566.

(77) Weber (17) AcP. 192. S. 564.

5 事例群擁護論からの反論 すでに言及したマイヤー・マリイ⁽⁷⁸⁾は、ウェーバーの事例群手法批判について、次の

ように説く。

ウェーバーの批判の根拠は以下の五点に尽きる。すなわち、「(1)事例群は、具体化される一般条項に対する事例からではなく、決定された具体的な事例から展開された。(2)事例群手法は必然的に完全ではなく、新らしい問題状況(Problemkonstellation)を伴う固有の批判的諸事例にあっては、拒否される。(3)事例群手法は、判決に立法者のみが克服すべし課題を割り当てる」とによつて、権力分立の原則に衝突する。(4)事例群手法は判決実証主義(Rechtsprechungspositivismus)の危険を創る。(5)事例群手法は、制定法が異相の特別な事例を解きゆるめるという、一般条項の機能を誤らしめる。⁽⁷⁹⁾」であるが、(4)のみが部分的に納得されうるにすぎない。ウェーバーの考え方は、いくつかの誤った前提に立脚している。まず第一に、カズイスティック⁽⁸⁰⁾とは協調しない。さらに、補充的要件指標として事例群の形成を把握しているが、そこではまず経験的知識が重要であり、次いでこの経験的知識が慎重な方法で体系に結びつけられている」とが、見誤られている。根本的な誤りは、最も重要な一般条項の基礎を形成する倫理的道徳的な複合概念(Begriffs komplexen)に、なんら具体的な原則が存在しない、と言及していることである。そして、彼の提示する五点についても、のぎのよう⁽⁸¹⁾に反論することができる。

- (1) 事例群形成の意義は、存在する判決から、カズイスティックに陥ることなしに、要件に似た像(Figur)を創り出す」とにある。事例群によって得られた判決基準は、一般条項に既に含まれている普遍的な法思考の具体的な膨琢の成果(Ausformungen)である。例えば、良俗について展開された事例群が、もはや、それに対応する一般条項の法思考に還元されないならば、事例群へ接合するか、もしくは総括される判決は、誤つてゐることとなる。
- (2) たしかに、それまで重要とされた事例を包含する包括的体系による、一般条項の最も正確な表現

(Präzisierung) も、欠缺を実際に排除するためには、十分に精密ではない、と説くのは正しい。しかし、今まで生じなかつた本来の問題状況の事例にあつては、事例群体系も役立たない、とするのは誤りであろう。新らしい問題にあつては、大抵の場合、すでに承認された事例群が類推の端緒を生み出すのであり、従来、事例群を形成し採り入れていた者には、開かれた体系のみが提供されている、という意識が、殊のほか強いのである。

(3)

権力分立の原則を承認するという出発点は歓迎に値する。しかし、彼ウエーバーが、事例群形成を「法定立權 (Rechtssetzungsmacht) の踰越」として攻撃する場合には、これに従い得ない。裁判所の法定立權は、その活動領域の彼方で「補充的立法者」として活動する場合には踰越にならうが、事例群は、通常、司法ではなく学問によつて展開され、司法によつて時おり取り入れられているに過ぎない。だから、権力分立は、不規定的な制定法概念を具体化する判決を類指標 (Gattungsmerkmal) により整序しようとする試みによつては、侵害され得ないのである。

(4)

判決実証主義の危険性に対する警戒それ自体は正しい。たしかに、学習の領域でも実務の領域でも、文献に出ている判例の叙述 (Judikaturdarstellungen) は、躊躇ぎみではあるが、本来の法源からずれている。しかし、判決実証主義の危惧は、一般条項も事例群も存在しないところでは、とるに足りない。先例の意味を検討するさい、ウエーバーは、先例が一次的な法源である、とするビドリンスキ⁽⁸²⁾のテーゼ——等価値の推論が対立し、すでに確固たる判決 (先例) が存在する事案につき判決されるべきときは、法的安全性を害することのないよう、確立された判決に遵うこと、などが、推奨される——を考慮に入れていい。また、彼が、一般条項に「法定立委任規範」を見ようとすることに、反対するのは当然だとしても、BGB 一二八条についての歴史的な立法者の一義的言明に対質していない。そこで立法者は、この規定について裁判所に極めて広い活動領域を与え、その故に「ドイツ裁判官層の良心 (Gewissenhaftigkeit)⁽⁸³⁾」に対する信を表明しているのである。

(5) 事例群手法は、すでにその思考性向よりして、一般条項の法的・社会的機能を誤るとし、その機能は異相の特別事例につき緩和をはかることにある、と説く。しかしBGB一五七条もしくは二四二一条⁽⁸⁴⁾において「信義誠実（Treu und Glauben）」が語られる場合には、まず第一に通常の事例に妥当し、通例でない特殊な事例ではない。かくて、ウェーバーの批判にも拘わらず、マイヤー・マリイは、一般条項を取り扱う際には、事例群を形成する試みを推举する。

マイヤー・マリイの論文が公表される直前に、アクセル・ベアーターの手になる反批判⁽⁸⁵⁾と、ウェーバーの回答⁽⁸⁶⁾がみられる。それぞれの公表時期に照らして、マイヤー・マリイとベアーターはそれぞれ相互に意識することなしに、論議を展開したやに伺われる。論点を異にするところがあることにも鑑み、ベアーターとウェーバーの応酬をもここに紹介する所以である。

ベアーターによれば、ウェーバーの所説は、左の三点において、批判されるべきだ、とされる。

(1) 一般条項の意義と目標は、ウェーバーの指摘するほかに、法の整序された継続形成（Fortsbildung）を可能ならしめ、かくて変化した生活事象に法を適応させることにも存する。BGB八二六条⁽⁸⁷⁾や不正競争防止法（UWG）一条によって、一般的人格権、営業権、安全配慮義務などが形成されたことを挙げうる。ウェーバーが専ら眼中に置いたのはBGB一三八条・二四二一条であり、そこでは原則的事例と異相の個別事例との対象化が可能であるが、そこで採られた彼の手法は、UWG一条の場合には採用され得ない。ここでは、異相の個別事例に対応する典型的な通常事例など存在しないからである。経済生活の多面的な変転と革新が予見され得ないところから、一般にいかなる特別の規制も存しない制定法潜脱の諸事例にあっても、法を宣言することは必要であり、そこでUWG一条が働くこととなり法が継続形成されることとなる。そのさいに事例群が要求される。また、例えば約款規制法（AGBG）九条二項

は、普通取引約款に妥当する特別な解釈指標のためにも、事例群の形成を要求するが、そのさい留意すべきは、「普通取引約款は、取引保護の理由から、まさに、その客観的内容を有し典型的の意味に従つて統一的に解釈されるべきである、ということであり」⁽⁹⁰⁾、ここではウェーバーの指摘は中らないのである。商法（HGB）三八条⁽⁹¹⁾についても同様に云いうる。この一般条項によれば、「各での商人は、その帳簿類を『秩序に従つた（順調正しい？）簿記の諸原則』に適合するよう記帳すべきであつた。この規定が事例群によつてのみ充足されうることは、見易いところである。そのさい、いかにして適合的な仕分けが得らるべきか、そしてそれがいかなる法的性格をもつべきかが争われたが、秩序に従つた簿記の諸原則にあつて事例群手法が使用されるべき必要性は疑われなかつた。そうでなければ商法三八条の適用領域は無く、貸借対照表法は基礎を欠くままであつたであろう⁽⁹²⁾」。民法上も、その顯著な継続形成といつその展開は——契約上の附隨義務と権利・権利濫用の原則・行為基礎の欠落を挙げるべきか——、事例群の形成に支えられている。このように見てくると、「権限問題（Kompetenzfrage）」に逢着する。立法と司法の権限分配は当然であるとしても、ウェーバーのように云うのは、問題である。立法者と裁判官との協働は長い間原理的な反論に遭遇せず、よき法典編纂を時の流れとともに一般条項による個別事例の吸い上げによつて、不斷に革新し支えてきたからである。やや具体的に云うなら、立法者はあらかじめ広汎な特別規則を創る必要はなく、まず最小基準（Mindeststandard）にとどめることにより、個別事例における硬直化を怖れることなしに、更なる発展を期待しうる、ということになる。かくて、すべての一般条項に、事例群によつて最もよく充填される継続形成機能が帰せらるべきである——これを否定するときは、法典編纂のなしうることを過大評価するか、もしくは、時の経過による法典の現実からの不可避的な乖離を承認しなければなるまい——。

- (2) ウエーバーによれば、「一般条項特有の性質は、意識的にやむを得ず立法者によつて採り込まれた法の外に存

する諸基準への指示によつて制約され計画された、「評価の多様性と客觀性に存する」とされる。⁽⁹³⁾しかし、主觀的個別的な個々の判決がとりわけ不当な帰結に至ることが多いように思われる。例えば、「行為基礎の欠落」ルールが介入するには、インフレーション率などの程度の高さでなければならないか、一一〇パーセント以上いや一〇〇パーセントでなければならないか、あるいは他の要件が指定されるべきか、という問題は可能なかぎり統一的に回答されなければならない。すべての個々の裁判官の「評価」が他の裁判所の判決と独立してなされるならば、法状況は悪化させられるであろう。⁽⁹⁴⁾また、UWG一条につき倫理的評価に拠るさい、際限のない個別化を云うのみでは、基準の欠如を招くが故に、事例群は不可欠の評価の補助となる、と云えよう。

(3) さいざに、法的安定性と個別的正義の関係について、ウェーバーは個別的正義に眼を向けるときは、法的安定性ないし事例群の入り込む余地は無い、とみているが、事例群は「ステレオタイプ的にくり返される断片的意味(Stereotypwiederholter Stumpfsinn)⁽⁹⁵⁾」しか持たないと云うことはできず、「個別事例を十分に考察し、所与の場合に従前の事例群につき再思したうえ、ここから外れるのを封じるものではなく、事例群手法それ自体と個別事例評価の留保とは、断じて、互いに排斥しないのである。⁽⁹⁶⁾」と、ベアーテーは結ぶわけである。

叙上の⁽⁹⁷⁾とき批判に対し、ウェーバーは、リヒャルト・ワーゲナーの「ヴァルキュール第二幕第一場」におけるヴォーラン(Wotan)の、「汝なに⁽⁹⁷⁾」とをも習わず、われ汝に教えん、汝なにをいまだ知り得ざるかを⁽⁹⁷⁾」との、格調高き詞句を引用しつゝ、ベアーテーの考えは根本的に誤っている、と反駁する。つまり、異相の事態が原則となり、典形相の通常事例(Normalfall)が存在しない場合にも、ベアーテーの見解に反して、典形相の原則と異相の例外事例という構図は否定され得ない、というのである。というのは、異相の特殊事例が、その一回性によつてではなく、もつぱら、制定された規準法(Normenrecht)——UWG一条を想起されたい——が解決を用意していないことによつ

て、生じる場合には、そのことの故に異相の特殊事件を語り得るからである。アリハド、ベアーテーの批判の核心は、

事例群が一般条項の課題の充足のために断念されるべきものではない（unverzichtbar）、とするところに認められる。

その根拠は、一般条項の継続形成機能は事例群によつて最も良く充足される、とするといふに求められよう。たしかに、現存状況（Ist-Zustand）からすれば、事例群を以てする一般条項の具体化が实用性（Praktikabilität）を現に有してゐる、とは、疑われ得ない。しかし、ベアーテーがもつぱら「存在（Sein）」の領域で論議しているのに対し、ウェーバーは、一般条項に関する新らしき方法論的模索（Umgehen）を示唆⁽⁹⁷⁾、「行為（Sollen）」を取り扱おうとしているのである。その点で論議は平行線と評すべきである。したがつて、法的安定性の観点からのベアーテーの批判も、ウェーバーには「用の無い」ものとされる。あるは、ウェーバーの提案なし主張が、具体的な判例を通して、Ist-Zustand に言及するにあれば、ベアーテーの批判と幽みあつのではないか、と思われる。わたくしの感覚では、ベアーテーの批判には疑問はあるものの、法的安定性を視野に入れるとすれば、ウェーバーの所説は高踏的で極論の嫌いなしとしない、かに思われる。⁽⁹⁸⁾

(78) Mayer Maly (16) AcP. 194. SS. 106ff.

(79) Mayer Maly (16) AcP. 194. S. 133.

(80) Mayer Maly (16) AcP. 194. S. 103. だしかに、ウェーバーはプロイセン一般国法典（ALR）を法典の範型と考えておられ、されば不適ふさがくべ、マイヤー・マリイに賛すべきであらう。ただし、「法三章身」と云ふ思想と較べれば、近代的法典もなげてカズイスティックな觀る事ができるであろう。

(81) だしかに、Weber (17) AcP. 192. S. 537 にせ、「われわれの最も重要な一般条項の基礎（Basis）をかたち造る倫理的＝道徳的複合概念に、なんらかの具体的な諸原則が内在してゐることは想つてこなう。」との叙述が見えてくる。

(82) F. Bydlinski, Juristische Methodenlehre und Rechtsbegriff, 2 Aufl. 1991. SS. 512ff.

(83) Motive zu dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, Bd. I, S. 211. なお、BGBl. I-III八条「良俗違反の法律行為」は、「(1)良俗に反する法律行為は無効である。(2)とくに、他人の逼迫状態・未経験・判断力の欠如ないし重度の意思薄弱を利用して、自己または第三者に、給付に対し明らかに不均衡な財産的利益を約束させ保障させる法律行為は、無効である。」と規定する。

(84) BGB I 五七条〔契約の解釈〕「契約は、取引慣行を顧慮して信義誠実が要求するように、解釈されるべきである。」
BGB I 四二条〔信義誠実に従つた給付〕債務者は、取引慣行を顧慮して信義誠実が要求するように給付を実現すべき義務を負う。」

(85) Beater (17) AcP. 194. SS. 85ff.

(86) Weber (17) AcP. 194. SS. 90ff.

(87) BGB八一六条「良俗違反の方法で故意に損害を加える者は、他人に損害の賠償をなすべき義務を負う。」

(88) Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb. v. 7. 6. 1909. なお、UWG (不正競争防止法) 一条の規定は次のとおりである。「一般条項」「営業上の取引において、競争を目的として、良俗に違反する行為 (Handlungen, die gegen die guten Sitzen verstößen) に及んだ者は、差止めおよび損害賠償を請求される。」この条文のローマンタールにおいては、良俗といふのは道徳的評価でもなく、経営戦略上の合意的性でもなくして、强行法違反との関係 (Gesetzeswidrigkeit und Sittenwidrigkeit) とを論議するのが、一般的のようないいわれる。

(89) Gesetz zur Regelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen (AGBG) (約款規制法) von 9. 12. 1976.

AGBG九条〔一般条項〕「(1) 普通取引約款の規定は、使用者の契約相手方に、信義誠実の命じるところに反して不相当に不利益となる場合には、無効である。(2) 不相当な不利益は疑問があるときは、次の場合に認められるべきである。規定が、①任意法の規制 (gesetzliche Regelung, von den abweichen wird) の本質的な基本思想と一致しないか、②契約の性質から生じる本質的な権利ないし義務が、契約目的の達成を危殆ならしむるほどに、制約されてくる場合。」

(90) Beater (17) AcP. 194. S. 84.

(91) HGB II 八条〔商人ハ帳簿ヲ備へ且之ニ、整然タル簿記ノ原理 (Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung) に従ヒ、

取引高及財産状態ヲ明瞭ニ記載スベキ義務ヲ負フ」(神戸大学外国法研究会・外国法典義書独造商法〔I〕(有斐閣)〔一九三八年復刊一九五六年〕1011～104頁〔鳥賀陽然良・河本一郎補訂〕)。なお、この規定は一九八五年の改正により削除された。

- (92) Beater (17) AcP. 194. S. 85.
- (93) Weber (17) AcP. 192. S. 559, Beater (17) AcP. 194. S. 87.
- (94) Beater (17) AcP. 194. S. 187. インフレーション対策としてデノミネーションを施す場合なしし売買代金の増額評価をする場合などもかく、例えば売主に解除権を与えるべきかが問題となるときは、ベアーテーのかかる批判は中らない、とわたくしは思へ。

(95) Weber (17) AcP. 192. S. 552.

(96) Beater (17) AcP. 194. S. 88.

(97) Weber (17) AcP. 194. S. 92.

(98) ウォーバーは、応答の末尾にいふ。「ベアーテーは、『事例群それ自体と個別的評価の留保(Offenlegung)は決して排除されない』といふ彼の言明においてのみ、同意されるべきである。なんびともそのことを主張しなかつた。しかし、事実であり動かないのは、事例群手法がそれ自体のなかに、個別的評価なしに補充的要件指標(Ersatztatbestandsmerkmal)の下に事例群が包摃されるという。重大な危険を内蔵している、といふ」とある。それとともに、その際次の「ときも事態も生じる。即ち、事例群による具体化といつ発想(Denkansatz)は、それ自体の中に、一般条項の法的かつ社会的な機能を誤認させる危険性を潜めてゐる、といふのである。」と(Weber (17) AcP. 194. S. 92)。わたくしもこれに異論はないが、それより先が問題なのである。

四 公序良俗の類型化

1 良俗規定に対する評価 BGB 111四条・111八条は、制定法もしくは良俗に反する場合には、契約などを無⁽⁹⁹⁾

効にしている——制定法違反の法定指標像 (Leitbild) は一二八条二項の暴利 (Wucher) であるとすれば、一二八条に力点が置かれよう——。両規定は当初から民法典中にその座を占め、現在に至るまでいかなる改正もみていない。それが私的自治に限界を画するものとされてきた」とは、周知のとおりであり、私的自治を過度に強調することは、近時良俗違反に包摂される事例が目立つことに徴して、慎まれるべきであろう⁽¹⁰⁰⁾、との言説がドイツで見られる。このことに立ち入るのは、しばらく描くとして、(1)では、今まで良俗についてなされた言及を、積極・消極に区分けして、紹介することから始めたい。

まず、消極的ないし懷疑的な姿勢から、注目すべき指摘を挙げるとすれば、「(1) 良俗は「具体的な紛争の解決のためにには役に立たない空虚な方式 (Leerformel) である。良俗を援用する」とによつて見せかけの根拠 (Scheinbegründung) が用いられるにすぎない⁽¹⁰¹⁾。(2) 制定法は、良俗を外見上だけ法共同体の観念 (Auschauung) に関係させたが、実際は、取引生活をまったく知らない上級裁判所の裁判官の観念に關係させているのである⁽¹⁰²⁾。(3) 良俗の概念は法律学的に追実現されうる (nachvollziehbar) ものではない。齋一的な倫理的基準の適用は歴史的にみて時代遅れであり、信仰の自由という基本権を侵害する故に、憲法違反である⁽¹⁰³⁾。(4) 良俗は、全法秩序の曲解 (Uminterpretation) への危険な接着点であり、そのときの強者の意味における『無限の (unbegrenzt) 解釈』へ導きうる⁽¹⁰⁴⁾。(5) 一般条項に反対して語られる全てが、立法者による良俗の導入について語られうる⁽¹⁰⁵⁾。(6) 良俗は、紛争解決技術 (Konfliktlösungstechnik) が問われるところで、倫理を賭に晒す。多元的な社会構成員間の争いを処理しない『価値の合意 (Wertconsensus)』を前提にしているからである⁽¹⁰⁶⁾。(7) 良俗違反とされる、かの自由の限界は、むしろ秩序違反 (Systemwidrigkeit) と呼ばれ、そのように理解されるべきである⁽¹⁰⁷⁾。(8) 正しい基準は、良俗違反ではなくて社会的不當性 (Sozialwidrigkeit) である⁽¹⁰⁸⁾。(9) 良俗という基準は、その言葉によって把握されるいくつかの事例

については、適当でない。」⁽¹⁰⁹⁾ と云ふことになる。⁽¹¹⁰⁾

これに対しても、良俗のもたらすところを積極的に評価しようとする見解は、これを次の諸相のもとに見い出そうとする。(1) 法による良俗の導入は、当為 (Sollen) の統一性を帰結し、倫理と法を媒介する。⁽¹¹¹⁾ (2) 法が良俗について語るとき、習俗・道徳・伝統そして部分的には人倫の要素をも、規範的倫理的な敬意 (Größe) として編入しているのである。⁽¹¹²⁾ (3) かの、良俗と呼ばれる評価基準を顧慮する」とが、はじめて、司法を「善と衡平のすべ (ars boni et aequi)」たらしめる。⁽¹¹³⁾ (4) 良俗は、各での法秩序にとって測り知るゝものでないほど弾力的な要素である。その重要性は、評価諸基準の変転——とくにドラマティックな性格をもたないやい——に対する、司法的反応を可能にすることにある。⁽¹¹⁴⁾ (5) 良俗の法的重要性 (Rechtsverheblichkeit) によって、路傍の人 („Mann von der Straße“)¹¹⁵ が、彼に妥当すべきものに、直接の影響を与える。専門家の老練も (Routine) でも、政治家の人気とり (Populismus) でもなくて、法を創る平均的市民の観念が、良俗の引き込みを通じて法となる。かくて、良俗は、私法における——のちに、良俗を取り入れている、それ以外の制定法に対する一瞥が示すように、たんに「この私法においてだけではないのが——直接民主制の要素として現われる。以上の「」とき次第となろう。

良俗をきわ立つて評価するか疑問の眼で眺めるかは、結論を下すに容易でないにせよ、根本的問題であるが、本稿は正面からその解決を指向するものではなく、実際に判例が良俗の具体的な内容をどのように判断し、かつ、それをめぐつて学説が如何なる論議を展開しているかを、いわゆる「類型論」にかかわって、主としてドイツないしドイツ法圏に即して、検討することを目的とする。「」ことは、結果において、既掲の九個の否定的事項と五個の肯定的事項に対しても、そして、ひろく一般条項論にとつても、無視されるべきでない寄与をもたらし得るであろう。本稿の依拠する、マイヤー・マリイの論稿に見えている記述を引用しておこう。「」での研究が措定しようとしている経験的

素材は、制定法と裁判所の判決である。制定法に対するは、良俗の採用があたかものは何かどう質問が措定され
るべきである。裁判所の判決にとって興味があるのは、一般条項は事態に適合した成果を導く (sachgerechtes Ergebnis) という必然であつたからか、制定法として規制するよりも、あまりにもカズイステイッシュに問題があるたゞへ、比較しつゝ——なぜかはよつよ——成果が達成され得たからか、である。⁽¹⁶⁾ ところのであ
る。

(99) 第二回 [制定法による禁止] 「制定法による禁止に違反する行為は、その制定法からちがつだ」とが生じないと
ある、無効である】

- (100) Bernd Rüdiger Kern, Neuere Entwicklung in Bürgerlichen Recht, Juristische Schulung [Jus] 1996, Heft 1. S. 1. ケル
ハレ大学近畿大学の連去十一年間の判例をみると、ふつぱりふである。
- (101) z. B. Vgl. Emmerlich, Das Recht des unlauteren Wettbewerbs. 1932. S. 34
- (102) Baumbach, Wettbewerbsrecht, 1 Aufl. 1929, S. 175.
- (103) z. B. Vgl. E. Wolf, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 3 Aufl. 1982. S. 347. ハヤベヌンナイヤーダー (Schachtschneider, Festschrift für W. Thieme, 1993. S. 195.) は、「良俗の実質的価値倫理的理解は、普遍的に拘束力のあふ人権の倫理律の実質的概念の統一」と、共和国では自由違反する。蓋し、倫理律は市民的自治を揚棄するからである」である。
- (104) Entscheidungen des Reichsgerichts in Zivilsachen (RGZ) 150, 1. 4. は、「『風俗違反』の概念は、二二八条と二二九条の如きをもつて、本質的である、変革的な立場による民族感情、即ち、ナチの世界觀 (national-socialistische Weltanschauung) によるものとの内容を得てゐる」の記述がみられる。なお、Vgl. Rüthers, Die unbegrenzte Auslegung, 1991.
- (105) Hedemann (55) S. 58.
- (106) Otto, Festschrift für Räiser, 1974. S. 403. は、やせらぎ止し得なる社会の多元化、自然法的・道徳的・倫理的な価値

秩序の多元化について語つてゐる。ヘルツ人を介するイスラームの倫理観を想起するなり¹⁰⁷、うべないぐもかに恥われる。しかし、それだけに他方におこし、「多元的価値の全面的承認は許容されぬべきではない、多元的社会においても、『より僅かの倫理的な社会規範 (einige wenige ethische Sozialnormen)』たゞれば『人を殺す勿れ』などが承認されるべき」とする見解を生じる¹⁰⁸。

- (107) Rauter, Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht [ZGR] 1987, S. 489.
- (108) Sack, Gewerblicher Rechtsschutz und Urheberrecht, 1970, S. 493 せ、„Sittenwidrigkeit ist Sozialwidrigkeit.“ ふづつ。
- (109) Knittel, Zeitschrift für Wirtschaftsrecht [ZIP], 1991, S. 493. 許可受取に關し、収入の無い親戚を保証に引か入れた例に依る、良俗違反としたりとて闇扱いである。
- (110) 以上は、——本章全体に亘るやむあるが——、出典として Mayer Maly (10) AcP. 164, S. 106ff. に拠つており、引用にかかる文献を、すべて披見したわけではなき。
- (111) ドレア (Dreier) せ、「実定的な法秩序と社会道德との間に、不可避的かつ破碎するに至るのではなく、(unverbrüchlich) 田然的関連が存在する」 シルヒー・ザッケ (Sack) せ、ケルゼン (Kelsen, Reine Rechtslehre, 2 Aufl., 1960, S. 69) も引用して、「よし (gut) ふさわしいが、拘束的とみられるある規範に照らしてこのふしを意味する」 ふし、アルゴスロード 「よし (gut) ふさわしいが、拘束的とみられるある規範に照らしてこのふしを意味する」 ふし (zit. nach Mayer Maly (10) AcP. 194, S. 108)
- (112) H. Dreier, in: Universitas 1993, 247, 253 (zit. nach Mayer Maly (10) AcP. 194, S. 108)
- (113) ケルス (Celsus) せ、Ulpianus D 1, 1, 1pr. じつだがにて、Jus ふしのふしに定義してゐる。この定義が法よりむしろ法解釈学 (Jurisprudenz) に適合すべしとするが、ローマ人にとって法とかかわるもののが法と区別されなかつたりとは、かかわる。それ故、ローマ人は十一表法の第一命題が示すよつて、法がそりから出発する場所としての法廷をも Jus と名づけたのである (zit. nach Mayer Maly (10) AcP. 194, S. 108)
- (114) Vgl. Mayer Maly, Juristenzeitung [JZ] 1981, S. 801 ff.
- (115) Mayer Maly (10) AcP. 194, S. 108.
- (116) Mayer Maly (10) AcP. 194, S. 109.

2 公序との関係 わが国では、本稿でいう良俗に該る「善良ノ風俗」は、「公ノ秩序」＝公序に統いて法文中に見えているが、ドイツでは、*gute Sitte* のみが法典中に姿を現わし公序 (*öffentliche Ordnung*) の語は見当らない。この間の事情を明らかにすることは、良俗概念の外延を明らかにし、公序との関係を論定する」とに資し、ひいては、そのことにより事例群化ないし類型論の論議になにがしかの寄与をもたらすと考える。いわゆる寄り道の嫌いなしとしないが、「公序との関係」——ひいては、その他の近接概念との関係——に言及する所以である。

周知であろうが、ジミティスは、良俗概念は公序 (*ordre public*) の構成要素であり、もっぱら、性生活と家庭生活の領域で、裁判官によつて「尊重されるべき道徳命令」を示すために導入されたものである、と説いた。これはやや極論の嫌いなしとしないが、ドイツ民法典が第一草案の良俗と並ぶ公序の措定を意図的に却けたことを強く意識した立論に思われる。それはともかく、ドイツでは一三四条がある以上あえて公序を規定する必要なしと考えられたのではないかは、しばらく措くとして、同じくドイツ法領域に属しながら、フランス法の影響もあって、わが国と同じように公序と良俗を並存させているスイス法の状況をマイヤー・マリーの教示に従つて一瞥し、ついで、ドイツと似た扱いの見られるオーストリアにも関説しながらドイツへ目を向ける」ととする。そこでは違法性との関係も問疑されるととなろう。

スイス債務法は、良俗と公序とを並立させている。即ち一九条二項は、制定法と相違する合意は、「制定法が不可変更的規定を措定していいないか、相違が公序 (*öffentliche Ordnung*) に反せず、良俗もしくは人格法 (*Recht der Persönlichkeit*) に違反するものを内含しない場合」にのみ許容される。フランス法 (§§ 6, 1133 Code civil) に倣いスイス法がその重要性を認める公序は、評価諸原理の総体 (*Inbegriff*) と理解されるべきであり、制定法上明示的に規範化できず、また、十分明析に具体化され得ないものである。公序を良俗から截然と区別するのは不可能であり、良俗に違

反するものは多くの場合公序とも矛盾し、他面、公序に対する違反は良俗違反でもある。公序に対する違反が、倫理的基準からすれば中立的とみられるときは、良俗違反を帰結せず、逆に、良俗違反が公序によつて宥恕されているときは価値判断に及ばないことは、ありうる。しかし、この種の良俗と公序との、例外的に生じる対立は、多くの場合に、イスラエル法⁽¹⁰⁾一〇条一項が契約無効原因として、公序に言及せず、不能・違法性・良俗違反のみをノミネイトすることによって、除去される。⁽¹¹⁾注目しなければならないのは、公序と良俗が、イスラエル憲法五〇条一項はじめかなりの公法的特別法によつて条文中に採用されていることである。例えば、「郵便通信法に関する命令（Verordnung zum Postverkehrsgesetz）」一七条によれば、振替口座の開設は、口座が、良俗もしくは公序に反するか国民経済を害する商業活動に利用される場合には、拒否される。この理由に基づいて郵便事業者は一九条により振替口座を廃止しうる⁽¹²⁾」とするが如きである。

オーストリア法では良俗と公序との併存は極めて稀であり、国家間の契約⁽¹³⁾（Staatsvertrag）に由来するものを見るのみである。他方、ドイツとオーストリア（ABGB八七九条）の制定法は、良俗違反と並んで強行法違反を定めている。これに対し、イスラエル法では良俗違反に並置されるのは違法性（Widerrechtlichkeit）⁽¹⁴⁾である。イスラエル法は四一条において過責ある違法な加害、もしくは、良俗に反する意図的な加害によつて、不法行為責任が生じる——この点は、BGB八二六条が「良俗に反するやりかたで他人に故意に損害を生じさせた者は、損害賠償の責に任ずる」と定めているのと軌を一にしよう——と、pactum de non licitando〔競売における競走しないという約束＝談合〕の効力についても（一一〇条一項）、turpitudin dantis〔不法原因給付〕の返還についても（六六条）、これらを否定するやいに違法性と並んで良俗違反を引き合いに出している。要するに、イスラエル法のもとでは、違法性と良俗違反の二つの観念が明らかに表現されている、といふよう。しかし、このことは、両者が互いにあい覆うことはないとの帰結

に導くものではなく、却つて、良俗違反を違法性の中に座を占めさせようとする傾向⁽¹²⁴⁾にとって、顧慮に値する。

以上の考察から推測されるように、良俗は、それのジミティスの限定的意図とは逆に、その内包を柔軟かつ拡張するほうが適切ではないか、との発想をマイヤー・マリイは展開してゆく。右にみた、良俗違反を違法性と性質決定する」とは、往々にして良俗を道徳から距離を置こうとする傾向へ赴く、としながらも、彼は、「道徳もしくは良俗に反するとみなされる」作品の公刊・流布・上演・陳列を禁止することを、国家に認めている、モンテヴィデオの著作権協定（一九一三年）を肯定的に引用して、これをドイツの判例に見られる「礼儀方式（Anstandsformel）」に接合しつつ肯定的に詳細している。のみならず良俗という「価値の網（Wertgeflecht）」で補捉されうるのは、公共の福祉（das öffentliche Wohl）、信義則⁽¹²⁵⁾もそうであり、さらに、経済的弱者の保護もまた良俗の中に採り込まれるべきである。立法者が、良俗へ入り込むのは、余計なおせつかいないし時代おくれとなる危険性があり、むしろBGB 一二八条・八二六条やUWG 一条の「⁽¹²⁶⁾大きな一般条項」の領域へ良俗を採り入れることこそ、有意義であり推奨に価いする。」⁽¹²⁷⁾のようマイヤー・マリーは結ぶわけである。このことが、言葉のもとも正しい意味において、事例と事例群について裁判官の問題解決を正当化し、価値変化の司法的置換を可能にするからである。

(117) Kostantin Simitis, *Gute Sitte und ordre public*, 1960 S. 197.

(118) Mayer Maly (16) AcP. 194. S. 127ff.

(119) 「⁽¹²⁸⁾の如きに關しつォン・トゥール＝ペーターは説く。「契約自由の制約として「スイス債務法」一九条一項は、まず第一に、不可變更的な制定法規定を名ざしてゐる。かような規定は強行法（ius cogens）とされる。これは債務法においては例外である。私法のこの部分にあつては、法規の大多数が任意法だからである。任意法は当事者による定めが見当らないか一義的ではない場合にのみ適用される。時おり、制定法がある法規を明示的に強行的と特徴づける——それを変更しないと言明するか変更する合意を拒むことによつて——。しかし、強行的な法規のこうした特徴づけは、債務法において厳密に貫ぬか

れではござるし、制定法の確定した用語法によって指示されたもの。その代わりに、一九条一項は、ある法規は、制定法が、（その文言意味よりして）不可変更である規定を措定している場合にとどまらず、相違する合意（abweichende Vereinbarung）が公序に反するか、良俗に反するか、人格の法（権利？）に反するかのを含んでいる場合にも、強行法である、とすることを規定してゐるのである。いりで、公序に数えられるべきは、スイス民法典（ZGB）の終章の二条における「いふべき」の存立につき公衆（国家と社会）が重大な利害関心を有する規定である。かかる法規は家族法と物権法については優勢であり、相続法においても部分的に見られるのに反し、債務法は原則的に関与した人たちの利害関心にかかり公序には属しない。その故に、私の知るかぎり、いのよほな理由に基づいて不可変更的に妥当すべき、いがなる債務法の命題も存在しない。倫理（Sittlichkeit）にも、債務法は他の法部分（いふに家族法）にくらべて殆んどながりが無い。いずれにせよ、その免責条項（Wegbedingung）が良俗に反するが故に不可変更とされる法規は存在する。よりしばしば生じるのを、債務法の規定が人格の法（Recht der Persönlichkeit スイス民法17条以下）を顧慮して不可変更と觀られるべきことである。例えば、それによつて制定法が、社会的経済的に弱い一方当事者を、生活財の最も潤ぬた危殆化なし自由の制限に対する保護や、規定である¹²⁰」（Audreas von Tuhr=Hans Peter, Allgemeiner Teil des schweizerischen Obligationenrechts. Bd. I, 3Aufl. 1979, SS. 249～251）との如きが国における古典的正統的見解といふふれ。

- (120) Mayer Maly (12) AcP. 194. S. 127. 画に題記せし、§ 19 Verordnung zum Telegraphen-und Telefonverkehrsgesetz vom 17. 8. 1983 等も § 14 lit b Videotext-Verordnung vom 26. 11. 1986 による規定であつる。
- (121) ナーベルコトの批准によるアーヴィングの特許協定¹²¹、アメリカ合衆国との間の友好条約五条（一九三一年五月二十七日）、ニコル・ハーマンとの間の契約¹²²、オーストリア一般民法典
- (122) Allgemeine Bürgerliches Gesetzbuch für Österreich vom 1. Juni 1811. (ナーベルコト一般民法典)
- (123) スイスでは、違法性のテクニカル・ターベルト、Rechtswidrigkeit となつて Widerrechtlichkeit を用ゐるのが、一般的なふへである (Vgl. v. Tuhr=Peter (13) S. 657, S. 704. [Sachregister])
- (124) いの項の入った考察は、Vgl. F. Bydlinksi, Festschrift für Gernhuber, 1993. S. 827ff.
- (125) 「なむなむ、いの約定は信義則に反するからだね（nam haec conventio contra bonam fidem contraque

bonos mores est)」ルシペローム法曹の『西暦22年5月16日』に示されている。
(126) Mayer Maly (16) AcP. 194. S. 132. 彼はひや続かれて、「トライブナー (Teubner, Standards und Direktiven in Generalklauseln, 1971. S. 65ff. und S. 116ff.) は、適切にむ、良俗の受入 (Rezeptions-)・変容 (Transformations-)・正統化 (Legitimations-) の諸機能 (Funktionen) を区別してくる。受入機能についてはある秩序の実定法への採り入れを、変容機能については価値の変化に対する反応を、正統化機能については良俗の具体化にかかる裁判所への授権が、考えられている。」この機能に、右の「何が意味ある」とはいくばくか変えた意味を帰せしめるかどうかは (考え方の違いではあるが)、まだそれほど重要ではない。これに対して、トイブナーによって試みられた機能分析を『社会学的誤解 (soziologisches Misverständnis)』と云うのは、誤って云った (Otto, (17) SS. 403ff.)。トイブナーは「の批判に社会学的にあまりにも多く回答した。彼の一九七一年に企てた機能整序は、最良の古典的ディグマーティクであった。」と。右のトイブナーの機能分析の妥当性は、わが国における「公序良俗」類型 (じつは事例群?) を念頭に置いて追思に及ぶならば、マイヤー・マリイの「うよべ」と、容易にこれを肯定しうるであろう。

一九九六・八・三一